# (特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請等提出書類一覧(<sub>令和5年1月4日高知県改定)</sub>

申請者(

) 受付年月日(

年 月

日) 許可区分(新規·更新·事業範囲変更)

提出書類		可区		主 な 注 意 事 項	確認
●許可申請書					
(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書	То	0	×		
' (様式第六号、第十二号)   。 (特別管理)産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請				・役員、株主、運搬車等に変更があった場合は、変更後10日以内に (特別管理)産業廃棄物処理業変更届出書を提出すること	
2   書(様式第十号、第十六号)	×	×	0	(特別日本/ 在未洗未物を在未及文価山自を促山すること	
●添付書類					
事業計画の概要を記載した書類(様式第六号の二第1面から第5面)	0	0	0	・従来の事業計画書及び収集・運搬施設明細書の内容を含む	
1   運搬車(船舶)の検査証又は検査証記録事項(Aタイ				」	
施  ② プ)の写し		0	O	・船舶の場合は仕様書等を添付	
設 ③ 運搬車(船舶)の使用権原を有することを証明する書類 (様式1)	0	×	×	・申請者が所有者(使用者)と異なる場合に添付	
関   一、「水ス」   一	0	Δ			
す 器の写真(様式六号の二第7面)	μ	Δ	Δ	刷のもの(変更がない場合省略可)	
る その他の事業の用に供する施設(積替え保管場所を含まして)			_	・積替え保管場所の周辺見取図(変更がない場合省略可)、平面図、 立面図	
類   む。)の構造を明らかにする図面、付近の見取図等				・申請者の所在地と異なる事務所や駐車場等の周辺見取図 等	l
⑥ その他の事業の用に供する施設の所有権又は使用権	0	×	Δ	・土地の登記簿謄本や借用書の写し等(申請者の所在地に係る書類	
	+			は添付不要。) ・講習会の修了証の写し(日本産業廃棄物処理振興センターが実施す	
2 知識技能に関する書類(当該事業を行うに足り		0		る収集運搬課程)	
る技術的能力を説明する書類)	10	0	0	・個人の場合は申請者本人、法人の場合は役員が修了証を取得するこ	
	╁	-		と  ・既存の施設を利用するため新たに資金を要さない場合はその旨を記	
3 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達			,	載	
方法を記載した書類(様式六号の二第8面)	10	Δ	Δ	・前回申請と変更がない場合は、「添付書類の省略に関する申立書」	
理 ② 【法人の場合】				の提出により省略可	
お   ② 【法人の場合】	T_	Τ_	Γ_		
では、	0	0	0	・いずれも直前3年分	
(こ) イ 法人税納税証明書(直前3年分)	0	0	0	・法人税納税証明書は国税の証明書(その1) ・法人税確定申告書の写し	
関   一		Δ	Δ	本人代確定中点音の争し  ・控えの写し	
る③【個人の場合】			_		
書 ア 資産に関する調書(様式六号の二第9面)		0		·}	
類 イ土地や家屋等の名寄帳				・申請者名義で土地や家屋等を所有している場合	
ウ 所得税納税証明書(直前3年分) ①【法人の場合】	10	0	O	・所得税納税証明書は国税の証明書(その1)	
		T	<u>ر</u>	・前回申請と変更がない場合は、「添付書類の省略に関する申立書」	
ア 定款又は寄附行為の写し 		Δ	ļ	の提出により省略可	ļ
イ 履歴事項全部証明書	7	7	ŗ	・法人申請者、法人株主に係るもの 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
役員及び株主・出資者の住民票の写し ウ (コピー不可)	0	0	0		
成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事	1			  ・住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記	
4 項証明書など、精神の機能の障害により当該業務 欠 を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思				載がないもの	
欠  を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思  格  エ!疎通を適切に行うことができない者に該当しないか		0	0	・株主は発行済株式総数の5%以上保有、出資者は出資額の5%以上	
要 どうかを審査するために必要と認められる書類(以				出資している者について添付	
件  下「成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登  に ・・記事項証明書等」)					
[こ   :記事項証明書等])  関  ②【個人の場合】				I.	
す ア 住民票の写し(コピー不可)	То	0	0		
本   成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事	T	1		・住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	
類 二 : 項証明書等	$\bot$				
③【申請者に政令で定める使用人がある場合】 ア:住民票の写し(コピー不可)	1				
成年被後見入・被保佐人に該当したい旨の登記事		0	1	・住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記	<b></b>
1 項証明書等	10	0	0	載がないもの	
申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当し				(A+ 0 - 44 A (T-+ 1) + 4 + 0 + - + 0 + - + 0 + - + 0 + 0 + + 0	
④ ない者であることを誓約する書面(様式六号の二第10   面)	10	O	O	・従来の欠格条項不該当申告書の内容を含む 	
5 処理業者の許可証の写し	<b></b>	Δ	_	・県外の事業者に運搬を行う場合は、必須	
0 だは未行の計り証の子し			Δ	ホバツ尹禾日に進献で11 /物口は、必次	

- \* 〇・・・提出が必要、×・・・提出不要、Δ・・・場合により省略可 \* 提出部数:原本1部 副本1部(高知市を除く県内の申請者のみ副本2部)
- \* 高知県収入証紙による手数料が必要です。(普通産廃:新規81,000円、更新73,000円、変更許可71,000円) (特管産廃:新規81,000円、更新74,000円、変更許可72,000円)
- \* 産業廃棄物処理業変更届の提出要件に該当する場合は、別途変更届出書の提出が必要です。
- \* 必要に応じて長期財務計画書(様式3)等を提出していただく場合があります。
- \* 積替え保管の許可申請又は優良認定を行われる方は別途ご相談ください。
- \* 講習会の修了証の有効期間は新規講習会は5年、更新講習会は2年間として取り扱っています。
- \* 来所される際は必ず事前に連絡し、ご予約ください。
- \* 別紙「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請について」もご参照ください。

#### (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請について

高知県林業振興・環境部 環境対策課

- 1 許可申請に係る添付書類の省略について
- (1) 事業計画の概要を記載した書類について (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の優良認定の申請を行う場合に更新申請で省略可
- (2) 運搬車(船舶)及び運搬容器の写真について 直近の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可申請の内容から変更がない場合、省略可
- (3) その他の事業の用に供する施設(積替え又は保管場所を含む。)の構造を明らかにする図面、付近の見取図等について
  - 直近の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可申請の内容から変更がない場合、周辺見取図 は省略可
  - ただし、平面図、立面図及び積替え又は保管場所に係る保管上限等の算出根拠を示した書面 については、省略不可
- (4) 申請者(法人)の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表又は法人税 納税証明書について
  - 直近年度(他自治体で優良認定を受けている事業者にあっては、直前の二事業年度)に有価証券報告書を作成している事業者で、申請書に有価証券報告書を添付した場合、又は本県で優良認定を受けている事業者は省略可
- (5) 申請者(法人)の定款又は寄附行為の写しについて 直近年度(他自治体で優良認定を受けている事業者にあっては、直前の二事業年度)に有価証 券報告書を作成している事業者で、申請書に有価証券報告書を添付した場合、又は本県で優 良認定を受けている事業者は省略可
- (6) 法人株主の履歴事項全部証明書、法人役員又は株主に係る住民票の写し又は成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書など、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(以下「住民票等」という。)について以下の要件を満たす(特別管理)産業廃棄物処理業の許可証の写しを許可申請書に添付することで、住民票等の添付を省略することができます(先行許可証(許可の日から5年を経過しないもの)の提出)。ただし、先行許可証の提出を行った場合であっても、住民票等の提出を求めることがあります。
- ア 許可申請時に有効な許可証であって、許可証に「規則第○条第○項の規定による許可証の提 出の有無」として、「無」と記載されているもの
- イ 高知県知事から許可を受けた同じ許可区分の更新許可申請に先行許可証として提出しないこ と

(例:平成22年4月1日付けで高知県知事から交付を受けた産業廃棄物収集運搬業の許可証を、平成27年3月1日付け高知県知事あて、産業廃棄物収集運搬業更新許可申請に先行許可証として提出することはできません。)

### 2 提出書類について

(1) 産業廃棄物処理業の許可申請に係る講習会の修了証について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(以下「講習会」といいます。)講習会は複数の課程がありますので、申請する許可区分に応じた講習会の修了証を提出する必要があります。

また、新規許可申請の場合は、新規の講習会修了証、更新許可申請の場合は、更新の講習会修 了証が必要です。ただし、以下のとおり例外があります。

ア 他自治体ですでに許可を受けている場合

本県に新規許可申請を行う場合であっても更新の講習会修了証の提出でも可(ただし、他自 治体の有効な許可証の添付を要します。)

- イ 更新許可申請であって、修了証の提出者が変更になっている場合 現在有効である新規の講習会修了証、又は現在有効である更新の講習会修了証を提出すること。
- ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可申請に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に係る講習会 の修了証を添付することも可
- エ (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請を行う場合は、直近の許可申請で提出した講習会の修了証を提出することも可
- (2) 法人の履歴事項全部証明書等の公的機関から発行された証明書について
- ア 有効年月日

申請日から3ヶ月以内に発行されたものであること

イ コピーを提出する場合

コピーの余白又は裏面に原本証明を行うこと(参考資料「原本証明の方法について」を参照) 原本確認を行うため、必ず原本を添付すること(原本は、原本確認後に返却します)

(3) 土地又は建物の全部事項証明書について

申請書に記載されている事務所、事業場又は駐車場(以下「事業の用に供する施設」という。) の所在地が、法人の本店所在地、支店登記されている所在地又は申請者の住所と異なる場合、 当該地の所有者を確認するため、添付が必要

- (4) 土地又は建物の賃貸借契約書の写し
  - 事業の用に供する施設の使用権を有する場合、添付が必要
- (5)長期財務計画書について

以下に該当する事業者は、提出が必要です。

ア 直近3期平均で純損失を計上していること、直近年度で純損失を計上していること及び自己 資本比率(純資産合計額を負債・純資産合計額で除した値)が10%未満であること(申請者 が法人である場合)

- イ 法人設立後、3年以上が経過していない場合(申請者が法人である場合)
- ウ 資産に関する調書において、資産額を負債額及び資産額の合計額で除した値が10%未満であること(申請者が個人である場合)
- 3 許可申請書への記載方法等について
- (1) 許可申請書第1面
- ア 申請者の氏名又は名称及び住所

申請者が個人の場合は、住民票に記載されているとおりに、申請者が法人である場合は、法人の履歴事項全部証明書に記載されているとおり記載すること

## イ 事業の範囲

- (ア) 積替え又は保管を「含む」若しくは「除く」旨を明確に記載すること
- (イ) 取り扱う産業廃棄物の種類について、\*1:石綿含有産業廃棄物、\*2:水銀使用製品産業廃棄物、\*3:水銀含有ばいじん等の取扱いのある場合は、各品目ごとに「含む」旨を記載すること
- ウ 事務所及び事業場の所在地

事務所の所在地として、営業所、支店等。事業場の所在地として、作業場、駐車場、積替え保管場所(積替え許可有の場合)又はこれに準じる施設について記載すること

所在地は、土地(建物)の全部事項証明書に記載されているとおり記載すること

エ 事業の用に供する施設

収集運搬に使用する車両(船舶)の数量並びに運搬容器の種類及び数量を記載すること

オ 積替え又は保管について

積替え又は保管のある場合は「別紙のとおり」と記載のうえ、様式第六号の二第3面に詳細 を記載すること

積替え又は保管のない場合は何も記載しないこと

## (2) 申請書第2面、第3面

申請者、法定代理人、役員、株主又は使用人に係る氏名又は名称、本籍地及び住所については、個人の場合は、住民票に記載されているとおりに、法人である場合は、法人の履歴事項全部証明書に記載されているとおり記載すること

- (3) 事業計画の概要を記載した書類(様式第六号の二)
- ア 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

許可を受けようとする全ての産業廃棄物について記載すること

運搬先が県外の産業廃棄物処分業者である場合、許可証の写しを添付すること

運搬先が高知県外である場合、申請者が運搬先自治体で受けた産業廃棄物収集運搬業許可証 を添付すること

- イ 運搬車両(船舶)一覧
- (ア) 車体の形状

車検証に表示されているとおり記載すること(船舶の場合は「船舶」と記載)

(イ) 自動車登録番号又は車両番号

車検証に表示されているとおり記載すること(船舶の場合は船舶番号等を記載)

(ウ) 所有者又は使用者

車検証に表示されている所有者又は使用者を記載すること(申請者と異なる場合は様式1 を添付すること)

ウ 積替え又は保管施設の概要

保管場所ごとに以下について記載すること

(ア) 所在地

土地の全部事項証明書に記載されている所在地を記載すること

(イ) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類を全て記載すること

\*1:石綿含有産業廃棄物、\*2:水銀使用製品産業廃棄物、\*3:水銀含有ばいじん等の取扱いのある場合は、各品目ごとに「含む」旨を記載すること

(ウ) 保管面積

積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管面積を記載すること(保管場所の敷地面積でない)

(工) 保管上限

積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管上限(体積)を記載すること

(オ) 積み上げることができる高さ

最大の積上げ高さを記載すること

## 4 優良認定について

産業廃棄物収集運搬業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する旨の 高知県知事の認定(以下「優良認定」という。)を受けようとする場合、通常の許可基準に加え た厳しい基準を満たす必要があります。

優良認定については、環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/) をご覧ください。

(1) 優良認定

産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請時又は任意の時点で優良認定の申請を行うことができます。

ア 対象事業者

産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請を行う事業者、又は平成23年4月1日から一度更新 許可を受けた事業者

- イ 優良認定の申請を行う場合に更新許可申請書類で省略することができるもの
  - (ア) 事業計画の概要を記載した書類
- (イ) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書
- (ウ) 定款又は寄附行為の写し
- ウ許可期間

更新許可日から7年間

## 5 申請方法について

当課にお越しいただいたうえでの申請、郵送による申請又は管轄地の福祉保健所への申請いずれでも可(ただし、郵送の場合は手数料に相当する額の高知県収入証紙を同封すること) 当課にお越しいただく場合は、平日9時から11時30分までと13時から16時30分まで

- 6 申請受付け窓口(申請書の入手先)
- (1) 林業振興・環境部 環境対策課
- ア 所在地 高知市丸ノ内1-7-52
- イ 電話番号 088-821-4523
- ウ 申請書ダウンロード先 高知県庁ホームページ
- (2) 安芸福祉保健所 衛生環境課
- ア 所在地 安芸市矢ノ丸1-4-36
- イ 電話番号 0887-34-3173
- ウ 管轄地 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
- (3) 中央東福祉保健所 衛生環境課
- ア 所在地 香美市土佐山田町山田1128-1
- イ 電話番号 0887-52-0004
- ウ 管轄地 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
- (4) 中央西福祉保健所 衛生環境課
- ア 所在地 高岡郡佐川町甲1243-4
- イ 電話番号 0889-22-1286
- ウ 管轄地 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
- (5) 須崎福祉保健所 衛生環境課
  - ア 所在地 須崎市東古市町6-26
- イ 電話番号 0889-42-2004
- ウ 管轄地 須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町
- (6) 幡多福祉保健所 衛生環境課
- ア 所在地 四万十市中村山手通19
- イ 電話番号 0880-34-0085
- ウ 管轄地 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

## 7 その他

- (1) 許可期間満了後も高知県内で(特別管理)産業廃棄物収集運搬業を行う場合、許可証の有効期間が満了するまでに更新許可申請を行うこと
- (2) 行政書士又は行政書士法人以外の方は、業として報酬を得て申請書等の作成業務を行うことは不可
- (3) 高知市で積替え又は保管を行う場合は、高知市に許可申請を行うこと
- (4) 申請日又は誓約日の記入のない申請書類は受付け不可

- (5) 許可申請の審査期間は2か月となっているので、許可期限までに新しい許可証が必要な場合 は余裕をもって申請を行うこと(許可期限の3か月前から受付け可)
- (6) 講習会の受講を失念していた場合は、事前に相談を行うこと
- (7)(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請を行っている事業者であって、業の許可期限までに申請に対する処分(許可又は不許可)が下されなかった場合、従前の許可は申請の処分が行われるまでの間は有効(みなし許可)みなし許可期間中に産業廃棄物処理委託契約を締結する場合は、従前の許可証及び環境対策課又は福祉保健所の受付印が押印された許可申請書の一面を契約書に添付すること
- (8)(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた場合、当該許可に関する情報が高知県のホームページ並びに公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「さんぱいくん」及び「産廃情報ネット」等で公表されます。